

第7回エコパークゾーン環境保全創造委員会 議事録

日時：平成21年10月29日(木) 10:00~12:00

会場：福岡国際ホール 九重の間

出席者：小島会長、青木委員、内田委員、岡本委員、包清委員、田村委員、逸見委員、迎委員、吉松委員

オブザーバ：国土交通省九州地方整備局港湾空港部海洋環境・技術課長
環境局温暖対策部長

(◎：会長，○：委員，□：事務局)

(開会)

◎：この委員会は、本年度が最終年度となっておりますので、今回を入れて後2回ということになります。「エコパークゾーン環境保全創造計画」をとりまとめて市のほうに提案をしたいと思っているので、ご協力をお願いします。

(議題1 エコパークゾーン環境保全創造計画(案) 事務局説明)

◎：各節ごとにご意見をいただきたい。それでは「4-1 和白海域環境改善対策」に関してご意見等がありますか。

○：「海の広場」や「塩浜」などの言葉が出てくるが、A3の地図にも「海の広場」がどこかなどの説明が一切載っていない。最初の方に地図を載せたほうが良いし、地図がある旨をどこかで提示するとよい。

◎：前の方に載せるか、第7章に位置図や施策図などの図面がある旨を一言入れておくという方法で対応いただきたい。

□：図面上の表現や掲載場所について検討したい。

○：環境保全創造計画とは少し離れているかもしれないが、現在、海上遊歩道の整備が検討されている。また将来、野鳥公園を造ることになっているが、この計画では全然そのことに触れていないが、別で検討されるのか。また、野鳥公園予定地の変更の申し入れ等もあっており、心配しているがその点はどうか。

□：エコパークゾーン環境保全創造計画については、今後進めていく施策について、本委員会で検討いただいた内容を取りまとめるものである。海上遊歩道については、現在整備が進みつつある状況であり、46ページで御島ゾーンの歴史性や海沿い回遊性の向上など、今後とも特長を活かしながら整備を進めていくという形で掲載している。さらに、野鳥公園については、まだ埋立工事の最中であることもあり、平成18年度に「野鳥公園基本構想」の提言をいただいたという段階である。この提言については、「アイランドシティの野鳥公園は、既に野鳥が利用している550ヘクタールのエコパークゾーンと一体的な整備が必要であることから、エコパークゾーンの中の環境づくりを進めていく必要がある」という内容になっており、本委員会につながるものと考えている。具体的な野鳥公園の計画については、今後、埋立事業の進捗を見ながら進めていきたい。西側に野鳥公園を移転してはどうかという意見については、「アイランドシティの野鳥公園は、既に多くの野鳥が利用しているエコパークゾーンと一体的な整備を行っていくことがメリ

ットである」と基本構想で提言をいただいているので、アイランドシティ北東側のところで検討させていただきたい。

○：海上遊歩道は、九重のつり橋との姉妹橋提携をするという話がある。こういう明るい施策をやっていただきたい。また、資料の内容は細部にわたって計画がまとめられており、敬意を表したい。

◎：他にありませんか。

○：第2部以降は個別の環境保全対策について非常によく記述されていて、網羅的である。これまで、ゾーン毎に具体的にどういう対策を講じる、という詳細の話があった。エコパークゾーンは博多湾の未来の顔になっていく場所だと思われるので、いくつかあるゾーンの環境保全施策を、どう関連付けて福岡や博多湾の顔にしていくのか、という文言があるとよいのではないかと。第2部の冒頭に3つの主要施策があるが、これらによって環境保全創造に向けた未来の都市の顔にしていくといった文言でもかまわない。さらに、各ゾーンの施策のところ、技術的な方法や、各方法の効果が非常によく記述されている。それに加えて、例えば19ページの導流杭が実現したときに、エコパークゾーンが楽しそうに見えるような打ち方を考える必要があるのではないかと。単に打てば良いと言うものではなく、どんな配慮をしながら設置するのか、といった文言があればよい。野鳥についても、33ページの「休息場づくりの具体策」があるが、例えば単にフロートを浮かべておけばいいということであれば、オイルフェンスと変わらない。何を配慮してこのフロートを設置するのかという文言がある。市民共働についても、そういう文言を加えるとよいのではないかと。

◎：最初の提言に関して、確かに第1部にすぐに評価、そして第2部で今後の環境保全創造の施策、という形になっている。そこで、第1部の前に、本委員会のご議論を承って、その後に私と事務局でまとめることになる「会長の言葉」を入れる予定である。その中にこの計画案が博多湾、あるいは博多港全体に関してどう位置づけられるのか、という文言が入ってくる。しかしながら、今ご指摘があったように、各部のところでもこの計画の位置づけを述べたほうがいいのかもしいので、その辺は事務局と相談したい。

□：全体の内容を精査する中で検討していきたい。

◎：他にご意見ご質問はありますか。4-2の鳥類のところまで入っているので、あまりセクションにこだわらずに全体を通してでも構いません。

○：この報告書で使われているチュウシャクシギやアマモ場の写真など、実際にエコパークゾーンで撮られた画像であるようなので、いつの写真なのか日付を入れてもらいたい。時間経過とともに鳥類等変化があるかもしれないので、計画全体としてお願いしたい。

◎：いかがでしょうか。

□：対応したい。

◎：他の団体が実施したものはわからないかもしれないが、できる限り調べていただきたい。他にありますか。

○：博多湾の中で実際に行われたもので、日付が分からないものは採用しないほしい。

□：湾内のものは撮影日が分かると思う。

◎：私のほうから指摘したい。まず16ページ、「各ゾーンの環境特性」という表-6があり、この中に中央ゾーンの西側に関する記述がないが、これは各ゾーン共通という部分で括られていると考えてよいか。

- ：共通の項の中で該当するという形で表現している。
- ◎：中央ゾーン東側と西側で似た特性を持っていると思うが、2つに分けるのは、中央ゾーンの東側だと夏季に底生生物がほとんど見られない点が分かれ目になっているのか。
- ：現地調査の結果から、特に東側の方が夏場に一時的ではあるが生物数が少なくなる傾向が見られるので、そのように分けている。
- ◎：同じような特性でも、海域ゾーンの各ゾーンで記述されているなら西側も記載したほうが良い。議論に関わってきた人なら分かるが、初めて見る人が「何で西側がないのかな」とならないようにまとめたほうがよい。
- ：整理したい。
- ◎：17ページに藻場造成として海域ゾーン全てに「○」がついており、その内容が21ページに書いてあるが、ここで記述されているのはアマモ場だけである。果たして狭水路ゾーンや広水路ゾーンでアマモ場はできるのか。狭水路ゾーンは可能かもしれないが、広水路ゾーンはかなり深いので、アマモ場造成は考えにくい。海藻であれば、狭水路ゾーンのアイランドシティ側の護岸で生えていることが現地調査でわかっているので、藻場造成というのがアマモ場だけなのか、あるいは海藻も含めて考えているのかをここで述べるべきである。もし海藻に関して何かやるのか、何もやらなくても自然に生えてくるからそれでいいということなのか、もしくはここで考えている藻場造成がアマモ場だけなのかという記述を追加してほしい。もしアマモ場だけを考えているのであれば、広水路ゾーンは除いたほうがいい。その辺の辻褄が合わない気がするがどうか。
- ：アマモ場だけではないというものはあるが、実際に造成をして、創っていく対象としてはアマモ場だと考えている。もう一度内容を整理したい。
- ◎：24ページ表-9「主な鳥類のアイランドシティ内の「湿地」及び和白地区の利用状況」の中にサギ類がない。26ページにはサギ類があって、「「湿地」の消失による影響は小さい」となっている。この表にもサギ類を入れたほうがいいと思うが、抜いた理由はあるのか。
- ：サギ類については、25ページの集計ではクロツラヘラサギも含めた数になっている。誤解が生じないように整理したい。
- ◎：ソフト施策の42ページ、「利用者や地域との連携」の水域利用ルール作りに関してだが、最後に「他の分野についても利用者間の調整などにおいて、同様の取組が広がっていくことが期待されます。」と書かれているが、他の分野とはどういうものか。場所を分けると水域と干潟の2つなので、「必要に応じて干潟域についても」とそこに載せるか、あるいは45ページの「その他のソフト施策」のところに、必要に応じて干潟域のルール作りも検討する必要があると載せるのはどうか。干潟域のルールづくりが必要かどうかについては議論する必要があるが、この場所は漁業権がない海域であり、誰でも自由に利用でき、アサリなどは採り放題という状況である。ワイズユースの観点からすると、今後何らかの利用ルールを作っておかないと、将来までいい環境、市民が利用できる環境を維持できるのか。そのための文言をどこかにいれておいた方がよい。これは皆さんの意見もいただかないといけないが、「その他のソフト施策」のところにも入れていただきたい。
- ：干潟の利用ルールのあり方については今後検討していく必要がある。この計画での書きぶりについては整理したい。
- ◎：他の委員はいかがですか。
- ：42ページ中、写真の各ゾーンのところに説明が書いてある。全体的に見ると、利用できる区

域が多すぎる。実際「厳正保護」という場所は全然なく、全て人と自然が共生するというか、共生と言うよりむしろレジャーの文言が結構出てくるので、もう少し規制していいのではないか。

◎：事務局からありますか。

□：現状はどうかというと、植物や自然を保全するために「ここは立ち入り禁止にします」、「ここでこんなことをしてはいけません」といった場所は今のところなく、モラルに期待するとレベルのものしかない。例えば、干潟でゴルフの練習をする、犬の散歩で糞を置いていくといったような問題は、エコパークゾーンで活動している市民団体からは聞いている。いずれ野鳥公園をつくり、一帯を「公園」として位置づけて利用していく時には、そのようなことも考えていかなければならない話だと認識している。将来の課題ではあるが、そのことも視野に入れながら、ルール作りについて検討していく必要があると考えている。

◎：可能であれば入れていただきたい。

あと、47ページの「6 実施に向けて」の図-26の段階的な実施のところに、順応的管理とあるが、一連の流れがいわゆる順応的管理の考え方であるので、図のタイトルを「順応的管理に則った環境保全創造施策の基本的な考え方」等に変更したほうがよい。

○：48ページ中の今津干潟、室見川河口干潟、多々良川河口干潟に点線だけ書いてあるが、この点線が何を意味するのかわからない。別の委員会で今津懇話会などが開催され、いろいろ検討されていると聞いている。その辺と情報交換をして、博多湾全体の中での東側の位置づけというのを明確にしてほしい。特にクロツラヘラサギについては、今津を盛んに利用している。博多湾全体の顔の話が委員から出ていたが、その辺を含めて福岡市の顔にするというか、日本海全体の中でも優れた場所だと思っているので、そのような文言を入れてもらいたい。

そして、52ページに、アイランドシティの西の端に「デコイの作製・設置」という2つの点がある。アイランドシティの中にデコイを置いたが、あれは一時的な誘導のためということであって、恒久的に設置するというのではないので、その辺を書いておかないと、あそこはコアジサシ等の鳥のために利用していくのか、ということになる。暫定的な施策であることを書いた上で、こういうことも実施しましたと記載するのが良い。西側に野鳥公園を移したらいいという新聞記事が出ているので、暫定的な施策であることを明記してほしい。

◎：その辺の取り扱いは慎重にやっていただきたい。

□：コアジサシのデコイの設置については、工事中の対策としての鳥の誘導であり、恒久的に続けていくということではない。また、今津干潟の話もいただいたので、例えば34ページの「クロツラヘラサギの保全」や、35ページの「コアジサシの保全」などを整理したい。

□：コアジサシのデコイ設置の目的は、52ページだけを見ると、営巣場所を誘導するためのもののように読めるが、そうではない。本来の目的はコアジサシが工事区域に営巣すると工事の支障になるため、工事区域を避けさせるという意味で誘導している。コアジサシの保全という意味の誘導であれば、例えばコアジサシの自然の営巣が期待される海の中道側を営巣場所として選ぶように誘導しましょうということになる。そういう意味のデコイと、アイランドシティ西側のデコイは目的が違う。

○：それを知らない人がこれを見たときに誤解するのではないか。

□：誤解のないように書き直す。

○：42ページの水域利用ルールづくりのところだが、中程に、環境団体等の代表が集まり自主ルールづくりを行ったとあるが、この内容に関して質問が出たときに、この話はどこにすればいい

のか。港湾局が事務局をしているのか。

□：現在、これに関して水域利用連絡会議を行っているが、港湾局の管理課で事務局を行っている。

◎：連絡会議の実質的な管理を行っているところはどこかということか。

○：港湾局が中心になっているだろうから、「自主ルールづくりを行いました」であれば、第三者がやった感がある。

◎：連絡会議や協議会という組織として運用している。実際のルール作りや運営を港湾局が主体となってやっているわけではなくて、港湾局が事務局としてお手伝いしている、という位置づけである。

○：このルールに関して、例えばもめ事が起きた場合に、その辺を調整するのは海上保安庁なのか。

◎：海上保安庁も協議会の中に入っており、協議会の中で協議をする。もちろん海上保安庁が取り締まらないといけないような事案であれば動くだろうが、もめ事があつた場合には協議会に問題が諮られる。

○：一般の人が読んでもわかるようにしていただきたい。

○：ソフトウェアの維持管理についての文言が少ない。44ページの「多様な主体の連携・共働による活動を支える基盤づくり」の中で、ア) からエ) の4項目が挙げられているが、共働によって何かの意思決定や、組織の運営が行われたときに、その全てがエコパークゾーンにとって良いとは限らない。市民活動や自主的なルールの設定などにもフィードバックというキーワードが必要ではないか。いつの時点でどのようなフィードバックを考えなければいけないとか、そのような仕掛けをどう支援するのかという文言は、活動支援のところでも明確に触れたほうがよい。

ハードウェアについては47ページに、試験施工した結果をフィードバックしながらやっていく、と書かれている。それに対してソフト支援については、フィードバックや維持管理の仕組みはそれほど書かれていない。立ち上げの時期なので多岐に渡る施策を展開しようというのはいいが、それに伴って施策や市民活動のやりすぎが出てくる。それを見直すという仕組みを作っていかなければならない。フィードバックの仕掛けを開発する、というのが課題としてあるのではないか。港湾局が対応して、それから市民団体同士の協議会のようなところで調整、もしくは一般市民全体に対する広報活動として対応しなければならないなど、いろんな話題にどこでどう対応していくのかという仕掛けを開発しなければ、2、3年でソフトはうまくいかなくなるかもしれない。今後検討するとか、ソフト施策毎の課題として触れていただきたい。

もう一点、情報発信のところで、看板やパンフレット、メディアなどの広報手段が非常に多く挙げられている。それ自体はいいと思う。今後は、市民の目に触れる場所にある看板はどんな看板にするとか、パンフレットの類ならば何か一つのフォーマットのようなものを指定して、それを前提に作りましようとするのか、もしくは好きに作っていいですよとするのかなど、エコパークゾーンとしての一つのルールやデザインの方針を決めて、コントロールする仕組みを考えていただきたい。

◎：委員の趣旨を酌んで、そのように対応していただきたい。

□：ソフト系のフィードバック及び情報発信については、今後の課題として検討したい。また、水域利用のルールづくりは、連絡会議のことについても整理したい。

□：ソフト系のフィードバックに関しては、「和白干潟保全のつどい」というのがあり、自然保護団体と港湾局により、月に1回話し合いの場を持ち、お互いの情報交換のほか、環境保全活動など新しい取組みを行っている。これが今後展開していく上での大きな基盤になっていくと考えて

いる。これを活かしながら、先程のことについて広げていきたい。デザインのルールに関しては、行政が何か物を作るのであればある程度コントロールができるが、市民が自分たちで好きな冊子を作ることは難しいものがある。しかし、「和白干潟保全のつどい」の中では作成したパンフレットや冊子について話が出てくるので、その中では内容について話し合っていきたい。記述については整理して提示したい。

○：エコパークゾーンがこういう形で世の中に姿を見せるようになってきた。今後、個人や小さな団体で遊びに来た人達が、この協議会の存在を知らないまま自分達で会を作ったり、花火大会を開催したりといった話は出てくると思う。市民に広く知られる場所になればなるほど、それを全て協議会でコントロールするというのは難しい。様々な事案が想定される中で、協議会で話し合う、新しいルール作りする、あるいは人の出入りそのものをコントロールする、専門家や管理者しか入れない領域を作るなど、新しい枠組みを考える必要が出てくると思われる。そういったことがやりやすくなるような文言を入れておいていただきたい。

また、湾岸地域には非常に多くの看板が立っている。「危ないです。近寄らないでください。」に加えて啓発用の案内板等がさらに入ると、市民はどの看板も見なくなる。エコパークゾーンでは、啓発の看板等がきちんと認知されるための仕組みが必要になってくる。例えばキャラクターを作り、パンフレット等を認定方式にしてキャラクターを使用してもらうなどの工夫があれば、多様な主体からの様々な参加があっても、それぞれが自己管理できるようになってくるのではないかな。そういう戦略も考えていただきたい。

◎：事務局は検討していただきたい。他にありますか。

○：3点あります。1点目は、この提言書が信憑性の高いものであるためには、できるだけ写真に日付を記載すべきである。また、文言にも数字を加えて具体性を増す必要がある。例えば38ページ、観察会等を行い、このような機会を提供していますという文言には、年に何回行っている、これまで何回行ってきた、という回数が必要である。小学校での環境学習についても、実施した年月日を記載することが重要である。

2点目、52ページのラブアースクリーンアップについて、アイランドシティの東方の海岸では4年前からラブアースクリーンアップを実施しているので、付け加えていただきたい。3点目、42ページのエコパークゾーン水域利用連絡会議に関して、現状を補足説明させていただきたい。この会議には地元住民の代表者、自然保護団体の代表者、及び各種マリンスポーツの会の代表者などが出席し、ルールやモラルに関する取決め等を議論しているが、なかなか前に進んでいないのが現状である。ややデリケートな問題ではないだろうか。

◎：この3点について、事務局からありますか。

□：補足や追加をする点もあるので、整理したい。

○：確認したい。先程「漁業権のない領域の中で」とあったが、和白に住んでいる方から、夜に漁船が来て貝を採っていると聞いた。商売にする人たちが踏み込んでいるようだが、どう解釈したらよいか。

□：漁業権のない海域というのは、原則自由に利用できる。和白も含めた博多湾全体でのアサリ等の資源の話については、農林水産局の方で具体的な状況や、今後の保護策など検討を進めていると聞いている。その推移などを見ながら、どのようなことができるかについては今後の課題として検討したい。

○：大きな点だけ指摘したい。小さい点は後日メールを差し上げる。25ページから、「種類ごと

の「湿地」依存度」とあるが、依存度が高い鳥類が後回しにされていて、とてもわかりにくい。先に「湿地」への依存度が低い鳥類について書いてあり、次の3から依存度が高いものについて書いてある。わかりにくいので、3、4、5は全部まとめるなど何か工夫していただきたい。結局依存度が小さい鳥類ばかりが続いている形に見える。

日付あるいは年度を書くことは特に必要である。例えば鳥類のところだと「43%にあたる」など具体的な数値が出てくるが、いつが43%なのか書いていない。「年間延べ300羽程度が博多湾に飛来し、そのうち43%にあたる」とあるが、おそらくある年か平均だと思うので、それが分かるように書いていただきたい。また、水域利用ルールもいつ作ったかを書いていただきたい。

47ページ、順応的管理というのは全体に係わってくるので、4つではなくて3つになるのではないか。計画策定、試験施工、効果確認というのが順応的管理に関わってくるので、もし右にもう一回段階的实施と書くのであればここからフィードバックをしないとおかしい。ここは工夫してもらいたい。

□：分かりやすい形で整理する。

◎：まだご意見等あると思いますが、何かありましたら事務局までお願いします。参考資料1については今回確認できませんでしたが、今まで行ってきた施策等をまとめております。随時意見があれば受け付けるとのことですので、何かありましたら事務局の方をお願いします。

（議題2 エコパークゾーンガイドブック（案） 事務局説明）

◎：非常に立派なものできつつあるなど思っている。さらに利用しやすいものとするためにぜひともご意見をいただきたい。写真が抜けているところがあるようなので、委員の方でお待ちであればご協力いただきたい。ではご意見、ご質問をお願いしたい。

○：このパンフレットの最後のページに港湾局環境対策課と書いてあります。このパンフレットについて、市民からコメントや意見が出たときは、連絡先は環境対策課になりますか。窓口が別であればその連絡先を記載するか、「掲載内容についてのみ意見を承ります」という文言を掲載してはどうですか。

もう一つ、18、19ページの和白干潟ゾーンの図中のラインに海の中道海浜公園線と書かれている。これは都市計画道路に見えますが、いかがですか。

□：都市計画決定された道路のラインである。

○：この辺りは先程の保全創造計画でも主要な施策に位置づけられていると思いますが、この都市計画道路との関係は議論して来なかった。これが実施されるということになれば、保全創造計画の文言もそれに応じて再検討しなくてはならないと思いますがいかがでしょうか。

□：この都市計画道路については、計画はあるが、道路の具体的な内容についてはこれから検討していく。環境保全創造計画では、エコパークゾーン全体で取り組むべき環境保全・創造施策のあり方についてご検討いただいている。誤解もあるので、その辺は整理したい。

□：今の時点では実施の段階ではないので、それを取り込んだ形での計画を立てるのは難しい。今後、道路の整備を行うにあたっては、この委員会からの提言を踏まえて、道路計画について検討していく。庁内の関係部局と連携を図りながら、エコパークゾーンの環境の保全等に取り組んでいきたい。

○：この道路に関して、見直しや変更などが将来、議論される余地があると考えてよろしいか。

□：現在、都市計画決定の路線になっているので、現在の計画ルートはこれである。今の時点で将来の見直しの有無については分からないが、先程言ったように、単にルートの変更をするということではなく、道路を整備するに当たって講じるべき自然との調和やその他必要な対策については、都市計画サイドや、事業実施サイドの方で様々な配慮を考えていくことになる。

◎：普通の地図に差し替えていただきたい。他にありますか。

○：ゾーン毎に書いてある地図は変わるのか。たたき台だからこういう地図と使っているものと理解してよいか。またカメラのマークの位置は整合が取れていないので、その辺を確認してほしい。実際の生きものや航空写真については、撮影年月日をきちんと入れてもらいたい。後ろの生きものについては、名前が違っているものもあるので、しっかりとお願いしたい。

□：位置図については、たたき台という形で手持ちの地図を拡大コピーしたものを使用している。最終版までには差し替えたい。内容についてお気づきの点があれば、ぜひお教えいただきたい。

◎：他にありませんでしょうか。

○：今、田村委員からも指摘があったが、写真の名前が違っているものがいくつかある。文章が違っているところもあるので、作成途中でいいので専門家に聴いてほしい。20ページ「干潟の役割」というところが、内容がかなり違っている。また地元以外の、遠くから来る方も使うので、例えば「和白」、「御島」など、特に地名に関しては読み仮名をつけた方がよい。

◎：干潟環境としては逸見委員、野鳥関係では田村委員、それぞれの専門家のご指導をいただいて間違いのないように作成してほしい。

○：同じ写真を別のページで使わないようにしてほしい。20ページと21ページのバードウォッチングが同じ写真である。

◎：他にありませんでしょうか。

○：委員会の内容と違うが、新聞報道で野鳥公園の面積について報じられているので、その辺の経緯を説明していただきたい。

□：博多港開発株式会社のまちづくりエリアの実績を踏まえたことと、北半分の会社工区について来年度頃から住宅開発が始まるということもあり、事業計画を再度チェックした。住宅地構想背後区域の外周緑地については、幅40mで当時計画をしていたが、「照葉のまち」をつくるにあたり、住宅事業者といろいろ協議する中で、40mというのはなかなか海を感じられないという意見があり、親水性を高めることと、外周緑地の機能を保つということから、幅20mでいいのではという意見があった。また、シーサイドももちの樋井川両側にも河川に沿って緑地があるが、ここは20mで施工しており、緑地としても機能がある。これを基に先行的に整備した会社工区の外周緑地の幅を20mとした。そういうことから、引き続き整備を予定している北半分の市施工分の緑地について幅を20mに減らすと、都合4ヘクタールほど外周緑地分が塊として出てくるので、この4ヘクタールを従来の野鳥公園の予定面積の8ヘクタールと足して、12ヘクタールとした。野鳥公園を広くしてほしいという意見もあり、また一方では公園はそんなに広くしなくていいという意見もある。実務的には、外周緑地の幅を40mから現在施工しているものと同じ20mにしたことで、現れた4ヘクタール分が野鳥公園になったという経緯である。

◎：他にエコパークゾーンガイドブックに関して意見はありますか。読み仮名などのページ構成やデザインの辺りから始めていただくとよろしいのではないかと。できれば包清委員と協議いただいて、いい物を作っていただきたい。これも事務局はご意見を承っているのですが、何かお気づきの点があれば、遠慮なくご連絡いただきたい。

参考資料2について事務局からお願いします。

□：（事務局説明）

◎：参考資料2についてお気づきの点があればお願いします。

◎：なければ、予定を全部終了しました。事務局から他にありますか。

□：特にありません。

◎：今日は非常に多くの意見を賜りました。「エコパークゾーン環境保全創造計画（案）」、「ガイドブック（案）」に関して、なるべく意見を反映できるように事務局は準備をお願いします。他に見解や意見があれば遠慮なく事務局までお願いします。ガイドブックについては、特に逸見委員、田村委員のご協力をお願いしたい。

それでは、委員の方から何かありますか。

○：「エコパークゾーンガイドブック」が早くほしい。昨日28人で行ったが、計画したときには「そんなところに行ってどうするのか。」という声があったが、帰るときに「外国に行ったみたいだった、博多港全体がこんなになっているとは思わなかった。」と年配の男性が言っていた。早良区なので、この辺は何十年ぶりに来たという人もいて、そういう意味でもこれが手元にあったらもっともっと理解してもらえるかもしれない。私たち世代が汚したので、10年20年後を考えて、次の世代の人にどういうふうにして残していくか、目先だけで考えて行くといろいろ出てくると思うので、しっかりと私たちが情報をもらって、実際に見て、やっていかないといけない。

○：追加させていただきたい。現在、我々はエコパークゾーンとして検討しているが、今後広く市民に受け入れられるようになると、今度は「エコパークゾーン」から「エコパーク」の実現に向けて考えていかないといけない。自然公園なら自然公園法に基づいた地区設定などが可能であるが、この場合なかなか考えにくいと思う。地方公共団体ができる範囲での制度設立というのはありえないものか検討していただきたい。

◎：何かコメントよろしいでしょうか。

□：ご意見を承り研究を進めていきたい。

◎：それでは事務局にお返ししたいと思います。